

春日部市地域づくり推進協議会条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 地域住民による自主的なまちづくり（以下「地域づくり」という。）等を推進するため、春日部市総合センター条例（平成 17 年条例第 83 号）第 2 条に規定する市民センターごとに春日部市地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（名称）

第 2 条 協議会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 粕壁地区地域づくり推進協議会
- (2) 内牧地区地域づくり推進協議会
- (3) 豊春地区地域づくり推進協議会
- (4) 武里地区地域づくり推進協議会
- (5) 幸松地区地域づくり推進協議会
- (6) 豊野地区地域づくり推進協議会
- (7) 武里大枝地区地域づくり推進協議会
- (8) 庄和地区地域づくり推進協議会

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 自治会活動に関すること。
- (3) 防災及び防犯活動に関すること。
- (4) こどもの居場所づくりに関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めた事項

（委員）

第 4 条 協議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 小学校、中学校及び義務教育学校を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第 8 条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。